

佐久圏域における地域生活支援拠点等 整備に関する検討について

《 中 間 報 告 》

平成 29 年 3 月 14 日

佐久圏域障害者自立支援協議会

地域生活支援拠点等整備の検討に関するコア会議

目 次

はじめに

- 1 佐久圏域の動きについて
- 2 地域生活支援拠点等整備に関する検討にあたっての先進モデル事業等からの検討作業
- 3 佐久圏域における地域生活支援拠点等の整備に関する目指す方向
- 4 相談支援機能に関する検討、障害者相談支援センターの基幹化の検討について
- 5 今後の体制整備に向けて

佐久圏域 指定相談支援事業所

地域生活支援拠点等整備に関するコア会議 メンバー

資 料 集 （報告書中に掲載したもの）

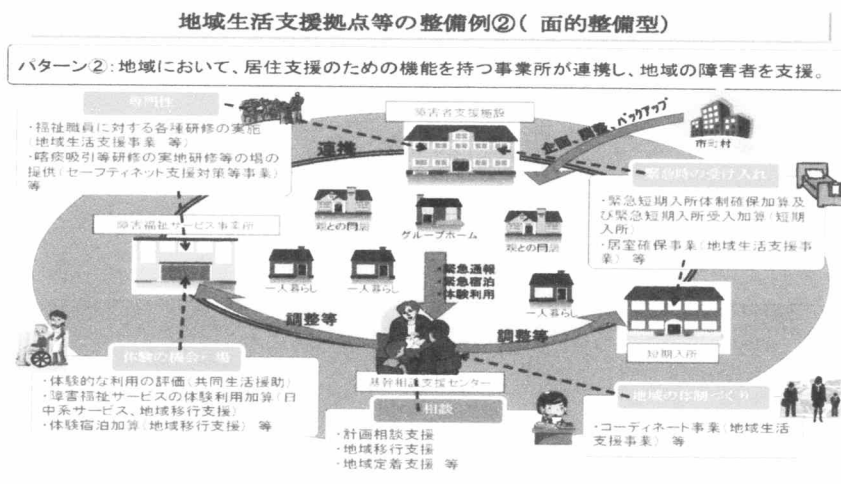
資 料 1、2、3、4、5、6 添付

はじめに

佐久圏域 11 市町村は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年の障害福祉サービス等の提供体制の整備と自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保することなどを盛り込んだ第 4 期障害福祉計画を策定した。

その障害福祉計画の中で、障害者が地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する障がい者に対する支援等をするために、障害者支援施設やグループホーム等への機能集約または必要な機能を持つ主体の連携等により、障害者等の地域生活を支援する体制の整備を行うものとし、市町村の枠を越えた圏域を単位として、地域生活支援の機能の面的な体制を整備することにした。

地域生活支援拠点等の整備（面的整備型）＝国のモデル例



佐久圏域における地域生活支援拠点等の整備＝面的整備 [青写真] 資料 1



1 佐久圏域の動きについて

佐久圏域の地域生活支援拠点等の整備に係る検討については、佐久圏域障害者自立支援協議会の場を活用しながら、地域における障害者等への支援体制に関するニーズの把握及び課題について情報を共有し、関係機関等の連携を図りながら検討することにした。

佐久圏域は南北に広く、人口の多い圏域中央部から北部に社会資源が偏る傾向にあり、障害がある方等が身近な場所で必要な支援が受けられるよう市町村の枠を越えた連携を図りながら、圏域としての福祉サービスの提供体制の整備や相談支援体制を充実することが必要とされている。

このような動向のもと、佐久圏域での地域生活支援拠点等の整備に係る検討については、障害者自立支援協議会の中にコア会議を立ち上げ、市町村ごとの協議を踏まえながら、体制構築に向けた検討を開始した。

佐久圏域障害者自立支援協議会 地域生活支援拠点等の整備に関するコア会議
構成メンバーについては、報告書巻末に掲載のとおり

(1) 地域生活支援拠点等の整備に関するコア会議の開催状況

- 第1回 平成28年7月28日(木) 佐久広域連合 講堂
- ・ 地域生活支援拠点等の整備について 目指す方向性と基本的考え方、求められる機能(定義・ルール)に関して検討
 - ・ 相談支援体制の機能強化について検討
 - ・ 今後の大まかな工程表について協議
- 第2回 平成28年8月25日(木) 佐久広域連合 講堂
- ・ 地域(市町村)での課題 全体共有
 - ・ 地域での困り感、過去に起きた緊急時の対応、地域生活支援にあたり必要とされる資源等 [グループ討議]
- 第3回 平成28年10月 3日(木) 佐久市民創錬センター
- ・ 地域生活支援拠点等整備に関連した研修会
- 第4回 平成28年12月 2日(金) 野沢会館 多目的室
- ・ 障害者が地域で暮らすため、緊急時における相談支援の流れについて
 - ・ 地域生活支援拠点等整備に関する支援対象者に関する検討 [地域支援対象者の事前登録台帳整備について等]
 - ・ 地域生活支援のための緊急受入れ体制づくりについて [グループ討議]

第5回 平成29年 2月20日(月) 佐久広域連合 講堂

- ・ 地域生活支援のための緊急受入れ体制づくりについて
～前回コア会議以降の経過報告と事業所体制整備に関する方向性～
- ・ 地域生活支援のガイドラインの検証作業 対象者に成り得る状況
- ・ 地域定着支援を行なう事業所等の状況について [グループ討議]

(2) 市町村、地域単位の取り組みについて

地域ごとの抱える課題を把握しながら、圏域として、福祉サービス提供体制の整備や相談支援体制を充実させるため、地域課題の検討の場を設けた。

※ 以下に記載した内容は、障害者相談支援センターが出席したものに限り掲載した。

◇川西エリア	立科町	平成28年5月26日(木)	立科町役場	
◇南部エリア	川上村	平成28年6月17日(金)	川上村役場	
〃	小海町	平成28年7月4日(月)	小海町役場(保健福祉)	
◇圏域中央	佐久市	平成28年7月12日(火)	野沢会館 多目的室	
◇南部エリア	佐久穂町	平成28年7月13日(水)	佐久穂町役場	
◇北部エリア	小諸市	平成28年7月14日(木)	小諸市役所	
◇	〃	御代田町	平成28年7月20日(水)	御代田町役場

2 地域生活支援拠点等整備に関する検討にあたっての先進モデル事業等からの検討作業

佐久圏域の地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、長野県自立支援協議会内に設置された障害者相談支援体制機能強化会議に積極的に参加し、先進モデル事業の実施状況や他圏域の取り組み状況を把握しながら当圏域の取り組みへの参考にしてきた。

会議の出席については、市町村側(代表)にも参加していただき、相互の連携を図ることにした。

[会議開催状況：主な内容]

平成28年度 第1回 障がい者相談支援機能強化会議 6月6日(月)

- 地域生活支援拠点(面的整備)による地域生活の安心感が担保される事例検討

平成 28 年度 第 2 回 障がい者相談支援機能強化会議 7 月 12 日 (火)

- 地域生活支援拠点等整備の取り組み(10 圏域)
- 地域生活支援拠点等整備の先進事例による研修
[上小圏域及び北信圏域の事例から]

平成 28 年度 第 3 回 障がい者相談支援機能強化会議 10 月 12 日 (水)

- 北信圏域地域生活支援拠点事業の実施体制について (のぞみの郷高社視察)

平成 28 年度 第 4 回 障がい者相談支援機能強化会議 12 月 13 日 (火)

- 地域生活拠点整備の取り組みについて
 - ・対象者の台帳整備、緊急時の受け入れ先確保、指定一般事業所の拡充について

平成 28 年度 第 5 回 障がい者相談支援機能強化会議 2 月 20 日 (月)

- 地域生活支援拠点等整備の取り組み(上小圏域の取り組みに関する報告)

長野県自立支援協議会 フォーラム in 塩尻 9 月 14 日 (水)

- 「地域生活支援拠点はなぜ必要なのか
～ 障がいがあっても地域で安心して暮らすには ～」

3 佐久圏域における地域生活支援拠点等の整備に関する目指す方向

[佐久圏域の目指す姿について]

障害がある人や障害のある子どもが、重い障害、医療的ケア・行動障害支援等専門的な対応が必要とする状態、高齢化及び親兄弟等の保護者となる者が不在となっても、住み慣れた地域でその人らしく、安心して暮らすことができるさまざまな生活支援を切れ目なく提供する仕組みを構築する。

【基本的考え方】

障害者が安心して暮らすことできる地域づくりを推進するためには、地域生活において起こり得る様々な事象や不安を少なくする必要がある。

[そのために]

身近な地域で相談できる相談支援、地域生活への移行を想定したグループホームへの体験入居、緊急時のショートステイ等への受け入れ体制を確保し、必要に応じて医療との連携等による夜間を含めた地域生活を支えるための緊急支援体制の構築が必要である。

その緊急支援体制の構築にあたっては、佐久圏域では地域における関係機関が分担して機能を担う面的な体制整備により構築するものとする。

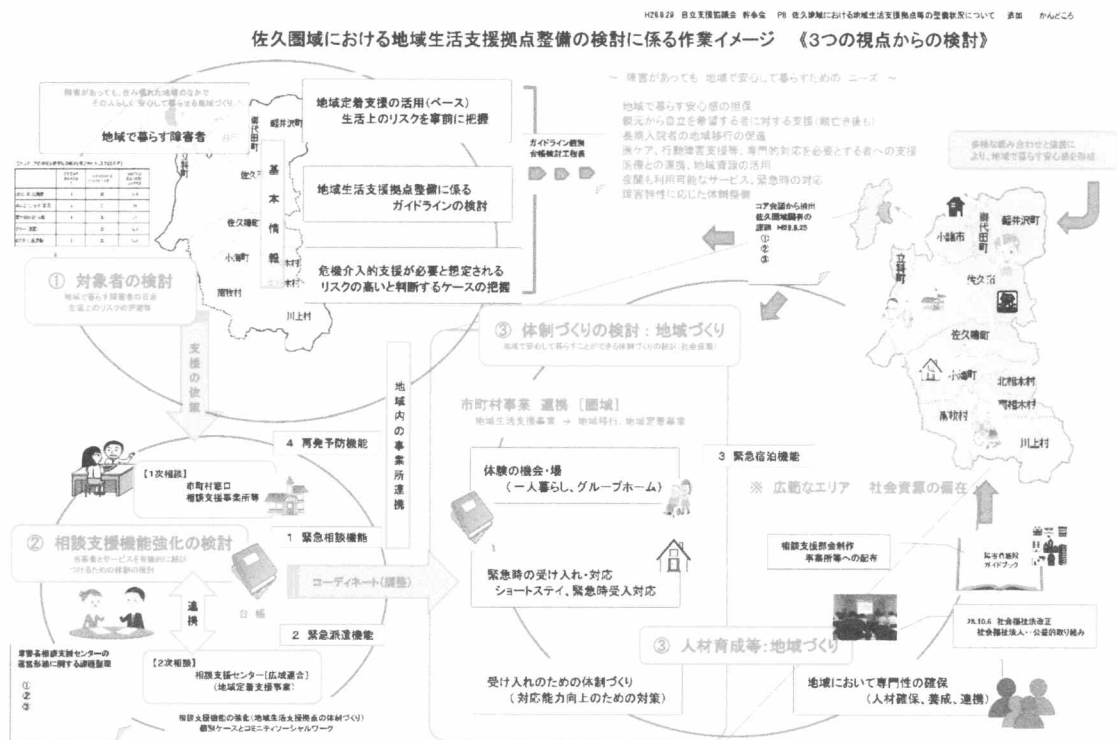
[仕組みを構築するために求められる機能と検討項目の整理]

- ◇ 相談の機能 (地域移行、親元から自立等)
- ◇ 体験の機会・場 (一人暮らし、グループホーム等)
- ◇ 緊急時の受け入れ (短期入所の利便性、対応力向上等)
- ◇ 専門性 (人材の確保、養成、連携)
- ◇ 地域の体制づくり (サービス拠点、コーディネーターの配置等)

障害者の地域生活支援にあたって、佐久地域での検討項目を機能別に、下記のとおり整理した。

(1) コア会議を踏まえての地域生活支援拠点整備の検討に係るレイアウト

[3つの視点から検討] 資料2



(2) 緊急時の受け入れ機能に関する体制づくりについて

障がい者が安心して暮らすため、緊急時のショートステイ等への受け入れ体制を確保

することが必要とされる中で、コア会議（第4回）での検討を踏まえて、緊急時を想定した相談支援体制と緊急時等の受け入れ体制を構築するため、行政と障害者支援施設との意見交換を行った。

意見交換を踏まえて、佐久圏域にある10のすべて障害者支援施設が受入れ体制を構築することで合意形成していただいた。

【検討の経過】

平成28年12月2日 地域生活支援拠点等整備に関するコア会議
緊急時等における相談支援体制の流れについて

障害者支援施設との意見交換

「地域生活支援に関する緊急一時的な受入れと地域体制づくりに関する市町村と障害者支援施設の管理者との意見交換」

【事業所と行政との意見交換の日程について】

平成28年12月26日 立科町 たてしなホーム
小諸市 小諸学舎
12月27日 佐久穂町 千曲園、佐久療護園（2施設合同）
小諸市 やまびこ園
佐久市 緑の牧場
平成29年1月6日 軽井沢町 浅間学園
佐久市 佐久こまば学園
〃 佐久市臼田学園
平成29年1月10日 軽井沢町 軽井沢治育園

地域生活支援に関する地域体制づくりについて 《ステージ3を想定した入所施設の協力体制》 意見交換

	日 程 / 対 応 名称：市町村、支援センター、保健福祉事務所	名 称	市町村	形 態	定 員 ①
1	H28.12.26 A09 15 立科町 斎藤町長、支援センター 木次、三井	⑦たてしなホーム	立科町	併設型	4
2	H28.12.26 P13 30 小諸市 森原厚生課長、支援センター 木次、三井 佐久保健福祉事務所 吉池	①小諸学舎	小諸市	併設型	5
3	H28.12.27 A10 00 佐久穂町 岡部健康福祉課長、小瀬田係長 支援センター 木次、竹中、小林	⑨千曲園	佐久穂町	併設型	3
4	H28.12.27 A10 00 佐久穂町 岡部健康福祉課長、小瀬田係長 支援センター 木次、竹中、小林	⑩佐久療護園	佐久穂町	併設型	4
5	H28.12.27 P13 45 小諸市 森原厚生課長、支援センター 木次、竹中 佐久保健福祉事務所 吉池	⑧やまびこ園	小諸市	併設型	4
6	H28.12.27 P16 00 佐久市 工藤福祉課長、柴平係長 支援センター 木次、竹中	②緑の牧場学園	佐久市	併設型	1
7	H29.01.06 A09 30 軽井沢町 原保健福祉課長、支援センター 木次、新井 佐久保健福祉事務所 吉池	⑥浅間学園	軽井沢町	併設型	5
8	H29.01.06 P13 30 佐久市 工藤福祉課長、御代田町 古澤保健福祉課長 支援センター 木次、新井、佐久保健福祉事務所 吉池	④佐久こまば学園	佐久市	併設型	2
9	H29.01.06 P15 00 佐久市 工藤福祉課長、市村 支援センター 木次、新井、佐久保健福祉事務所 吉池	③臼田学園	佐久市	併設型	空床型
10	H29.01.10 A09 30 軽井沢町 原保健福祉課長、支援センター 木次、三井 佐久保健福祉事務所 吉池	⑤軽井沢治育園	軽井沢町	併設型	4

平成 29 年 1 月 25 日 佐久圏域の障害者支援施設事業者会議
「地域生活支援拠点等の整備における緊急時受入施設」
障害者支援施設の連携体制構築による緊急一時的居室確保に
関する話し合いを行い、緊急一時的受入れ名簿作成

地域生活支援拠点等の整備に係る障害者支援施設の支援体制について
〔協議による確認事項〕 下記のとおり 資料 3、4

地域生活支援拠点等整備における 緊急時 受入れ障害者入所支援施設 (H29.1.25)

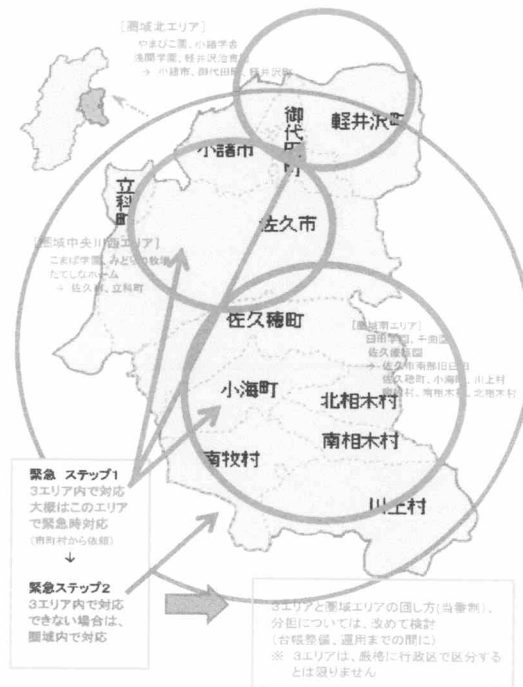
NO	施設名	法人名	所在地	電話番号	施設定員	
					入所	短期
1	やまびこ園	(福)小諸青葉福祉会	小諸市柏木1328	0267-23-9515	50	4
2	小諸学会	(福)小諸学会	小諸市塩野1-88	0267-22-5545	50	5
3	緑の牧場学園	(福)からし種の会	佐久市八幡1115-67	0267-58-2244	50	1
4	佐久こまば学園	(福)佐久学会	佐久市瀬戸70-2	0267-88-7860	50	2
5	臼田学園	佐久市	佐久市北川597-102	0267-82-2407	60	空床
6	佐久療護園	(福)横浜社会福祉協会	佐久穂町高野町1623-6	0267-86-4555	87	4
7	千曲園	(福)横浜社会福祉協会	佐久穂町高野町1623-1	0267-86-4581	50	3
8	軽井沢保育園	(福)養老会	軽井沢町通分1607-4	0267-46-2485	50	4
9	浅間学園	(福)育輝会	軽井沢町長倉3725	0267-45-5379	40	5
10	たてしなホーム	(福)しらかばの会	立科町塩沢333-1	0267-56-1802	40	4

地域生活支援拠点等整備における緊急時 受入れについて 《基本的考え方》

- 地域で安心して暮らすための支援体制を整備するため、圏域において一時的な居室を確保し、緊急一時的な居室を確保するもの。
- 対象となる者は、原則として地域生活支援拠点等整備(ガイドライン)の対象者として登録されていること。
- 緊急時の受け入れ「ステージ3」12月2日のコア会議参照
- 地域生活支援拠点等整備における緊急時の受け入れの期間は、原則として2泊3日(3日間)として、この間に在宅での支援や新たな入所先の確保の調整を図ることになります。(サービス調整会議の招集)

地域生活支援拠点等整備に関する緊急一時入所の体制づくりについて

緊急一時入所の受け入れイメージ



1月26日 広域連合 市町村障害福祉担当課長会議

「地域生活支援拠点等の整備」緊急時空床確保についての協議
 障害者支援施設代表者会議の結果報告を受けて、緊急時の受け入れ方法について協議した。当面の体制づくりは、障害福祉サービスの枠組みで対応する。

資料5

地域生活支援拠点等整備に関する緊急一時入所の体制づくりについて

施設名	定員	障害福祉サービス				地域生活支援事業(居室確保事業)	
		床数				新たに居室確保(緊急一時)	
やまびこ園	4	5床→4床	地域生活支援 1床				地域生活支援事業
小諸学舎	5						パターン2 障害福祉サービス 短期入所 4床変更 地域生活支援事業として1床専用確保 ⇔障害福祉サービス短期従事者の対応不可
緑の牧場学園	1						
佐久こまば学園	2						
臼田学園	空床						
佐久療護園	4						パターン3 障害福祉サービス 短期入所 5床 地域生活支援事業として、別に1床専用確保 ⇔障害福祉サービス短期入所の定員と地域生活支援(緊急)数を合算しても、障害福祉サービス従業者数の基準を満たす場合は可能(注1)
千曲園	3						
軽井沢治育園	4					+1	
浅間学園	5						
たてしなホーム	4						

パターン1 既存の障害福祉サービスの短期入所を基本に体制づくりを行う方法

→ 緑色のショートステイ(障害福祉サービス)の枠を基本として体制づくりを行う

パターン2 障害福祉サービスの短期入所の枠を1床減にて届出、地域生活支援事業として1床確保して体制づくりを行う方法

パターン3 新たに地域生活支援事業の居室確保事業として1床確保して体制づくりを行う方法

※(注1)の条件を前提とすること

(3) 地域生活支援拠点等整備による対象者に関するガイドラインの検討について

[地域定着支援対象と成り得る者に関する検討]

障害者が安心して暮らすことできる地域づくりを推進するため、障害者が地域生活において常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を想定する対象者について、地域定着支援対象者のガイドラインから検証作業を行う。

[地域生活支援拠点等整備における支援対象者のガイドライン検討作業工程]

地域定着支援対象者のガイドラインを基本として、支援が必要となる対象者像を検証する。

平成28年11月16日(水) 市町村障害福祉担当係長会議

- ・地域定着支援(ガイドライン)対象者について

11月28日(月) 自立支援協議会 相談支援部会

12月6日(火) [① 市 町 村] 対象者検討作業 開始

12月16日(金) [② 相談支援事業所] 対象者検討作業 開始

平成29年 1月13日(金) ① ② ガイドラインの検討作業 資料まとめ

《 ガイドラインと対象者の検証作業については、各機関がまとめたものに関して、それぞれで擦り合わせながら、対象と成り得る勘案項目を確認した 》
確認作業については、市町村保健師、相談担当者、相談支援専門員、障害者相談支援センターで意見交換しながら行う。

[事業所と市町村とのガイドライン検討に関する実施状況]

平成29年 1月20日(金) 南牧村役場、川上村役場(ヘルシーパークかわかみ)

1月27日(金) 御代田町役場

1月30日(月) 立科町役場

2月10日(金) 佐久穂町役場

2月13日(月) 小海町役場、(小海町、南相木村、北相木村合同)
小諸市役所

2月14日(火) 佐久市 野沢会館内 障害者相談支援センター

2月22日(水) 軽井沢町役場 以上 11市町村

地域生活支援拠点等整備の対象者(定着支援対象者)ガイドライン
市町村、相談支援事業書、障害者相談支援センターとの調整の結果、下記の内容により調整をした。

○佐久圏域での地域生活支援拠点整備の対象者 ガイドライン

H29.2.20

※障がいがある人や障がいがある子どもが、重い障がい、医療的ケア・行動障害支援等専門的な対応を必要とする状態、高齢化及び親兄弟等の保護者となる者が不在となっても、住み慣れた地域でその人らしく、安心して暮らすことができるために、支援を必要とする人たち
 (「佐久圏域における地域生活支援拠点等の整備に係る基本的な考え方」から)

1 居宅で単身生活者であり、連絡体制や緊急時に支援が必要な方(地域定着支援対象者)

	勘 案 項 目
①	病院・施設等から生活の拠点を移動し、単身で生活を開始される方
②	ライフラインの故障・破損等が生じた際に、修理等の相談や調整が出来ない方
③	サービスの事業所の頻繁な変更や拒否等で、仲介的に相談支援が必要な方
④	月に2回以上の、相談や訪問を相談支援専門員が実施している方
⑤	慢性疾患による緊急搬送等の連絡や入院の準備・手続きが出来ない方
⑥	障害福祉サービス利用は無く、定期的に行政や委託相談が訪問している方
⑦	精神的不穏が生じた際に、連絡調整や同行支援が必要な方
⑧	居宅介護や訪問看護の定期訪問時等に、支援計画以外要望や支援が必要な方
⑨	成年後見制度(第三者)や日常生活自立支援事業を利用している方

2 家族と同居しているが、家族が障害・高齢・疾病(要介護状況や認知症・病気)・同居家族の就労状況(夜勤労働等の変則勤務や出張が多い等)により、家族の支援が見込めない利用者(地域定着支援対象者)

	勘 案 項 目
⑩	病院・施設等から生活の拠点を移動し、生活を開始される方で相談支援が必要な方
⑪	ライフラインの故障・破損等が生じた際に、修理等の相談や調整が出来ない方
⑫	サービスの事業所の頻繁な変更や拒否等で、仲介的に相談支援が必要な方
⑬	月に2回以上の、相談や訪問を相談支援専門員が実施している方
⑭	慢性疾患による緊急搬送等の連絡や入院の準備・手続きが出来ない方
⑮	障害福祉サービス利用は無く、定期的に行政や委託相談が訪問している方
⑯	精神的不穏が生じた際に、連絡調整や同行支援が必要な方
⑰	居宅介護や訪問看護の定期訪問時等に、支援計画以外要望や支援が必要な方
⑱	成年後見制度(第三者)や日常生活自立支援事業を利用している方
⑲	本人が混乱して、家族の支援では解消できない等が想定できる方

※施設・グループホーム・宿泊型自立訓練以外の利用者となります。

3 児童において、緊急時の対応が必要な方やサービス利用等の調整が必要な方(虐待案件等高リスクなケースは児童相談所へ)

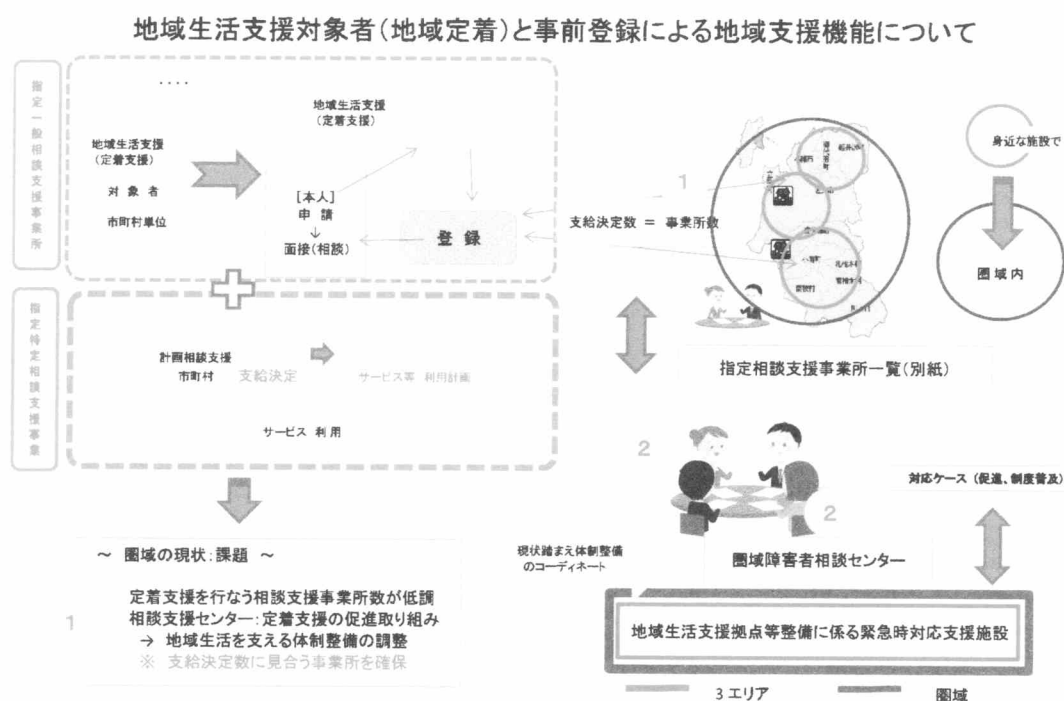
4 将来を見越してショートステイ、グループホーム等の体験が必要な方

5 その他、台帳作成をして支援が必要と思われる方

【今後の展開】

- ① 地域生活支援拠点等整備の対象者（地域定着対象者）の対象者数の把握
緊急性、優先性による要支援リスクの高い順に支援対象者を検討
- ② 定着支援の支給決定対象者（市町村想定）に対して、市町村が支給決定に
対応できるだけの必要となる指定一般相談支援事業所の確保
[佐久圏域指定相談支援事業一覧]（行政側と事業所側の意見交換の場の検討）

① ②の整合を図る必要がある 資料6



4 相談支援機能に関する検討、障害者相談支援センターの基幹化の検討について

平成 27 年度以降、継続的に検討を重ねている佐久圏域の地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、また、地域に求められる機能として相談支援体制を強化するため、障害者相談支援センターの基幹化（機能強化）に関する事業内容等の検討を行った。

平成 28 年 5 月 27 日（金） 市町村 障害福祉担当係長会議

- ・ 障害者相談支援センターの基幹化について(基幹相談支援センターのイメージ)

平成 28 年 7 月 21 日（木） 地域生活支援拠点等の整備に係る市町村連絡調整会議

- ・ 第 4 期 佐久圏域障害福祉計画における地域生活拠点等の整備について

担当：佐久保健福祉事務所

- ・ 障害者相談支援体制の機能強化について

平成 28 年 8 月 25 日（金） 市町村 障害福祉担当係長会議

- ・ 障害者相談支援センターの基幹化について(平成 29 年度以降の対応等)

平成 28 年 9 月 29 日（木） 市町村 障害福祉担当課長会議

- ・ 障害者相談支援センターの基幹化について(平成 29 年度以降の対応等)

平成 28 年 11 月 2 日（水） 市町村 障害福祉担当課長会議

- ・ 地域生活支援拠点等整備に伴う相談支援機能強化について

平成 28 年 11 月 22 日（火） 市町村 障害福祉担当課長会議

- ・ 地域生活支援拠点等整備に伴う相談支援機能強化について

【今後の展開】

- ① 地域生活支援拠点等整備にあたって、市町村と障害者相談支援センターが役割分担を行いながら、地域での相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域での相談体制の強化を図るものとします。
平成 29 年度については、地域生活支援拠点等の整備を行うため、地域生活を支えるためのコーディネーターを配置します。
- ② さらに地域の相談支援体制の強化の取組みとして、相談支援事業者の人材育成支援や障害者が地域で安心して暮らすことができるよう地域定着促進や体制整備(台帳整備)のコーディネートを行うこととします。

5 今後の体制整備に向けて

平成 28 年 7 月に立ち上げた「地域生活支援拠点等整備の検討に関するコア会議」にて引き続き検討を行い、佐久圏域における地域生活支援の機能の面的な体制を整備することを目指すものとします。

地域生活支援拠点等整備における緊急時受入れ障害者入所支援施設の体制づくりの中で、今後は、医療機関との連携による体制づくりに関する検討を行う必要があります。

また、地域の相談支援体制の強化の取組みとして、各種研修等の場を提供しながら、関係機関との連携体制を確保しながら体制整備の構築を図ります。

地域生活支援に主要となるサービスとして、地域定着支援が想定されますが、市町村において、必要とされるサービス支給量等の把握（精査）することで、地域生活支援拠点等整備に必要な量的な把握を行う。

定着支援のサービス支給量の見込み（市町村想定）に対して、地域で必要となる指定一般相談支援事業所の拡充の方策を図る。

地域生活を支援する体制整備を図るため、相談支援事業所、市町村との連携体制のもと、相談支援センターの基幹化（機能強化体制）を図る。

地域生活支援拠点等整備に関するコア会議 [グループ討議]



佐久圏域 指定相談支援事業所

平成29年1月1日現在

NO	申請者一名称	事業所一名称	事業所一郵便番号	事業所一住所	特定	障害児	一般
1	社会福祉法人小諸市社会福祉協議会	小諸市社協ホワイトぼてと	384-0016	小諸市八幡町3-1-17	●	●	●
2	社会福祉法人小諸学舎	小諸学舎	384-0806	小諸市塩野1-88	●	●	
3	社会福祉法人小諸青葉福祉会	相談支援センターやまびこ	384-0004	小諸市乙女1510-2	●	●	●
4	社会福祉法人七草会	相談支援事業所ななくさ	384-0041	小諸市菱平西丸山187	●	●	
5	社会福祉法人長野県知的障害者育成会	相談支援事業所 小諸みかげ	384-0808	小諸市大字御影新田2238-1	●	●	
6	国立病院機構 小諸高原病院	国立病院機構 小諸高原病院	384-0801	小諸市甲4598	●	●	●
7	特定非営利活動法人ノア	相談支援事業所ノア	384-0025	小諸市相生町3-1-7	●	●	
8	株式会社コトブキ	寿園障害者相談支援事業所	384-0083	小諸市大字市790-15	●		
9	特定非営利活動法人たんと	相談支援事業所 TAKUMI	385-0021	佐久市長土呂587-6	●	●	
10	社会医療法人恵仁会	ケイジンピアサポートセンター中込	385-0051	佐久市中込3-15-8	●	●	●
11	社会福祉法人佐久コスモス福祉会	指定相談支援おおさわ事業所	385-0045	佐久市大沢1280-1	●	●	
		相談支援事業所どんぐり	385-0011	佐久市猿久保331	●	●	
		相談支援事業所 コスモス	385-0022	佐久市岩村田1880-5	●		
12	特定非営利活動法人ウィズハートさく	相談支援事業所ウィズハートさく	384-0301	佐久市中込2951-1 中島ビル104	●		●
13	特定非営利活動法人つくし	野沢共同作業センター	385-0043	佐久市取手町183野沢会館内	●		
14	佐久市	臼田学園相談支援室	384-0304	佐久市北川557-102	●		
15	社会福祉法人南牧村社会福祉協議会	南牧村社協特定相談支援事業所	384-1302	南牧村海ノ口966-15	●	●	
16	特定非営利活動法人すみれ会	すみれ会	384-1302	南牧村891-7	●	●	
17	社会福祉法人佐久学舎	佐久こまば学園（特定相談支援）	385-0035	佐久市瀬戸70-2	●		
18	社会福祉法人からし種の会	緑の牧場学園相談支援事業所	384-2106	佐久市八幡1115-67	●	●	
19	有限会社ねば塾	指定特定相談支援事業所ねば塾	385-0016	佐久市鳴瀬602-21	●	●	
20	社会福祉法人佐久市社会福祉協議会	佐久市社協特定相談支援事業所	384-2102	佐久市塩名田570	●		
21	社会福祉法人 望月悠玄福祉会	障害者相談支援事業所 ひまわり	384-2202	佐久市望月1729-6	●	●	
22	一般社団法人 医療介護ケア協会	らいおんハートケアプランセンター	385-0046	佐久市前山321-3	●	●	
23	社会福祉法人御代田町社会福祉協議会	御代田町やまゆり共同作業所	389-0206	御代田町御代田2450-1	●	●	
24	社会福祉法人佐久穂町社会福祉協議会	佐久穂町社会福祉協議会指定相談支援事業所	384-0613	佐久穂町高野町351	●	●	
25	社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会	軽井沢町社会福祉協議会障害者相談支援事業所	389-0111	軽井沢町長倉4844-1	●	●	
26	社会福祉法人愛泉会	軽井沢治育園	389-0015	軽井沢町追分1607-4	●	●	
27	社会福祉法人育護会	浅間学園相談支援事業所	389-0111	軽井沢町長倉3725	●	●	●
28	社会福祉法人川上村社会福祉協議会	川上村社協障がい者相談支援事業所	384-1306	川上村大字原312	●	●	
29	社会福祉法人ジェイエー長野会	多機能型事業所「はあーと工房ポッポ」	384-1102	小海町小海4269-9	●		
		相談支援事業所陽だまりの家	384-0503	佐久穂町大字畑143-2	●	●	●
30	社会福祉法人横浜社会福祉協会	千曲園	384-0613	佐久穂町大字高野町1623-1	●		
31	社会福祉法人立科町社会福祉協議会	たてしなふれ愛園相談支援事業所	384-2305	立科町芦田2525-1	●	●	
32	社会福祉法人しらかばの会	たてしなホーム相談支援事業	384-2303	立科町塩沢333-1	●	●	

平成28年度 地域生活支援拠点等の整備に関するコア会議メンバー

(敬称略)

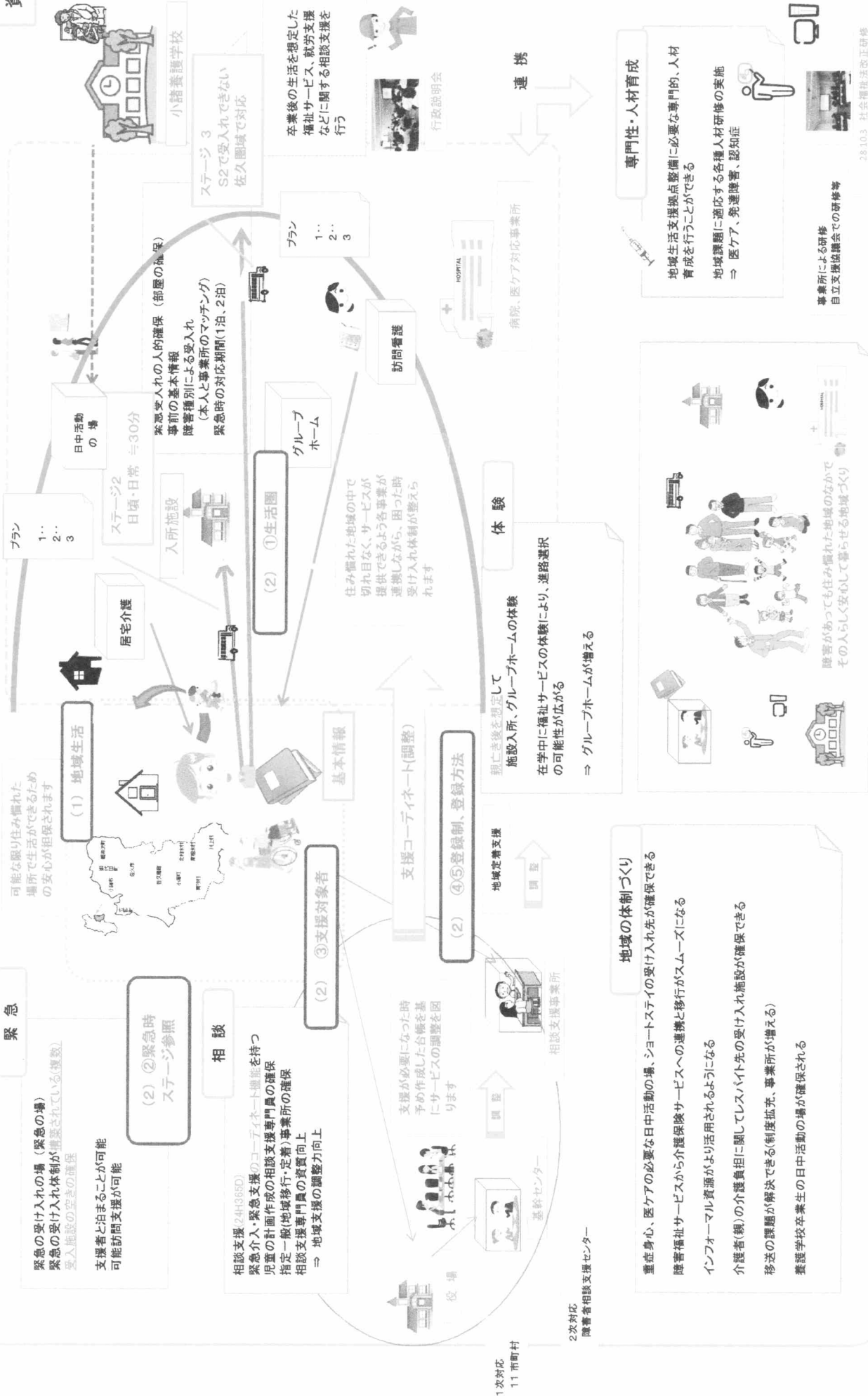
	所属・役職	氏名	備考
市町村部会員	1 小諸市民生部厚生課福祉係長	有賀 小百合	
	2 佐久市福祉部福祉課障害福祉係長	柴平 ひかり	
	3 小海町町民課高齢者支援係長	小平 文仁	
	4 川上村保健福祉課福祉係長	中嶋 昌哉	
	5 南牧村住民課主幹	高見澤 要	
	6 南相木村住民課住民係長	小平 寛大	
	7 北相木村住民福祉課福祉係	高見澤 一樹	
	8 佐久穂町健康福祉課福祉係長	小須田 広明	
	9 軽井沢町保健福祉課福祉係長	上原 勉孝	
	10 御代田町保健福祉課福祉係長	八重田 守	
	11 立科町町民課福祉係長	高橋 枝利子	
	12 佐久保健福祉事務所 福祉課係長	吉池 俊裕	座長
	13 佐久保健福祉事務所 健康づくり支援課	竹入 由香	
専門部会長	14 療育部会長 ((社医)恵仁会)	井出 敦志	
	15 権利擁護部会長 (依田司法書士・行政書士事務所)	依田 淑史	
	16 暮らし部会長 ((福)育護会 浅間学園)	中村 義広	
	17 就労支援部会長 (佐久公共職業安定所)	井出 健二	
	18 相談支援部会長 ((特非)たんと。)	飯島 尚高	
	19 地域移行・地域定着部会長(小諸高原病院)	五十嵐 良太	
障害福祉サービス事業者	20 (福)小諸学舎 学舎長	小松 敏幸	
	21 (福)小諸青葉福祉会 やまびこ園 サービス管理責任者	高見沢 潔	
	22 (福)からし種の会 緑の牧場学園 施設長	小林 眞浩	
	23 (福)佐久学舎 統括管理者	早水 卓也	
	24 (福)佐久コスモス福祉会 佐久コスモスワークス 所長	河野 正弘	
	25 (医)恵仁会ケイジンピアサポートセンター中込 課長	小林 尚太	
	26 障害者支援施設 臼田学園	市川 賀朗	
	27 (福)ジェイエー長野会 はぁーと工房ポッポ 所長	古家 隆	
	28 (福)横浜社会福祉協会 千曲園 施設長	三井 武美	
	29 (福)横浜社会福祉協会 千曲園 サービス管理責任者	木島 美佐子	
	30 (福)横浜社会福祉協会 佐久療護園 施設長	飯田 稔	
	31 (福)横浜社会福祉協会 佐久療護園 サービス管理責任者	山口 香代	
	32 (福)愛泉会 軽井沢治育園 事務主任	井出 和美	
	33 (福)育護会 浅間学園 施設長	土屋 達夫	
34 (福)しらかばの会 たてしなホーム 施設長	飯島 英一		
事務局	35 佐久広域連合 障害者相談支援センター 所長	木次 洋史	
	36 // 主事	高橋 宣夫	
	37 // 障害児コーディネーター	竹中 正文	
	38 // 精神障害者コーディネーター	三井 克幸	
	39 // 知的障害者コーディネーター	新井 雅之	
	40 // 身体障害者コーディネーター	小林 彩子	
	41 佐久圏域障がい者就業・生活支援センターほーぷ	堀内 久美子	
	42 療育コーディネーター((社医)恵仁会)	矢島 克美	
	43 発達障がいサポート・マネージャー((特非)ウィズハートさく)	荻原 浩	

※コア会議のメンバーは必要に応じ、関係機関の担当者等に入っていたく。

佐久圏域における地域生活支援拠点等の整備＝面的整備 [青写真]

H28.12.2 コア会議

資料 1



佐久圏域における地域生活支援拠点整備の検討に係る作業イメージ 《3つの視点からの検討》

資料 2

～ 障害があっても 地域で安心して暮らすための ニーズ ～

地域で暮らす安心感の担保

親元から自立を希望する者に対する支援(親亡き後も)

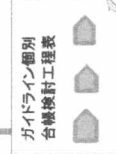
長期入院者の地域移行の促進

医ケア、行動障害支援等、専門的対応を必要とする者への支援

医療との連携、地域資源の活用

夜間も利用可能なサービス、緊急時の対応

障害特性に応じた体制整備



多様な組み合わせと連携により、地域で暮らす安心感を形成

対象者種別	1	2	3	4	5	6
高齢者	1	1	1	1	1	1
障害者	1	1	1	1	1	1
合計	2	2	2	2	2	2

① 対象者の検討

地域で暮らす障害者の日常生活上のリスクの把握等

③ 体制づくりの検討：地域づくり

地域で安心して暮らすことができる体制づくりの検討(社会資源)

市町村事業 連携 [圏域]

地域生活支援事業 → 地域移行、地域定着事業

4 再発予防機能



市町村窓口 相談支援業務所等

② 相談支援機能強化の検討

当事者とサービス提供者の連携につなげるための体制の検討

1 緊急相談機能

2 緊急派遣機能

障害者相談支援センターの運営形態に関する課題整理

- ①
- ②
- ③

【2次相談】相談支援センター[広域連合](地域定着支援事業)

相談支援機能の強化(地域生活支援拠点の体制づくり) 個別ケースとコミュニティソーシャルワーク

③ 人材育成等：地域づくり

受け入れのための体制づくり (対応能力向上のための対策)

地域において専門性の確保 (人材確保、養成、連携)

28.10.6 社会福祉法改正 社会福祉法人・公益的取り組み



※ 広範なエリア 社会資源の偏在

3 緊急宿泊機能

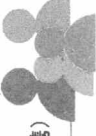
体験の機会・場 (一人暮らし、グループホーム)

緊急時の受け入れ・対応 ショートステイ、緊急時受入対応

相談支援部会制作 事業所等への配布



障害者施設 ガイドブック



地域生活支援拠点等整備における緊急時受入れ障害者入所支援施設 (H29.1.25)

資料 3

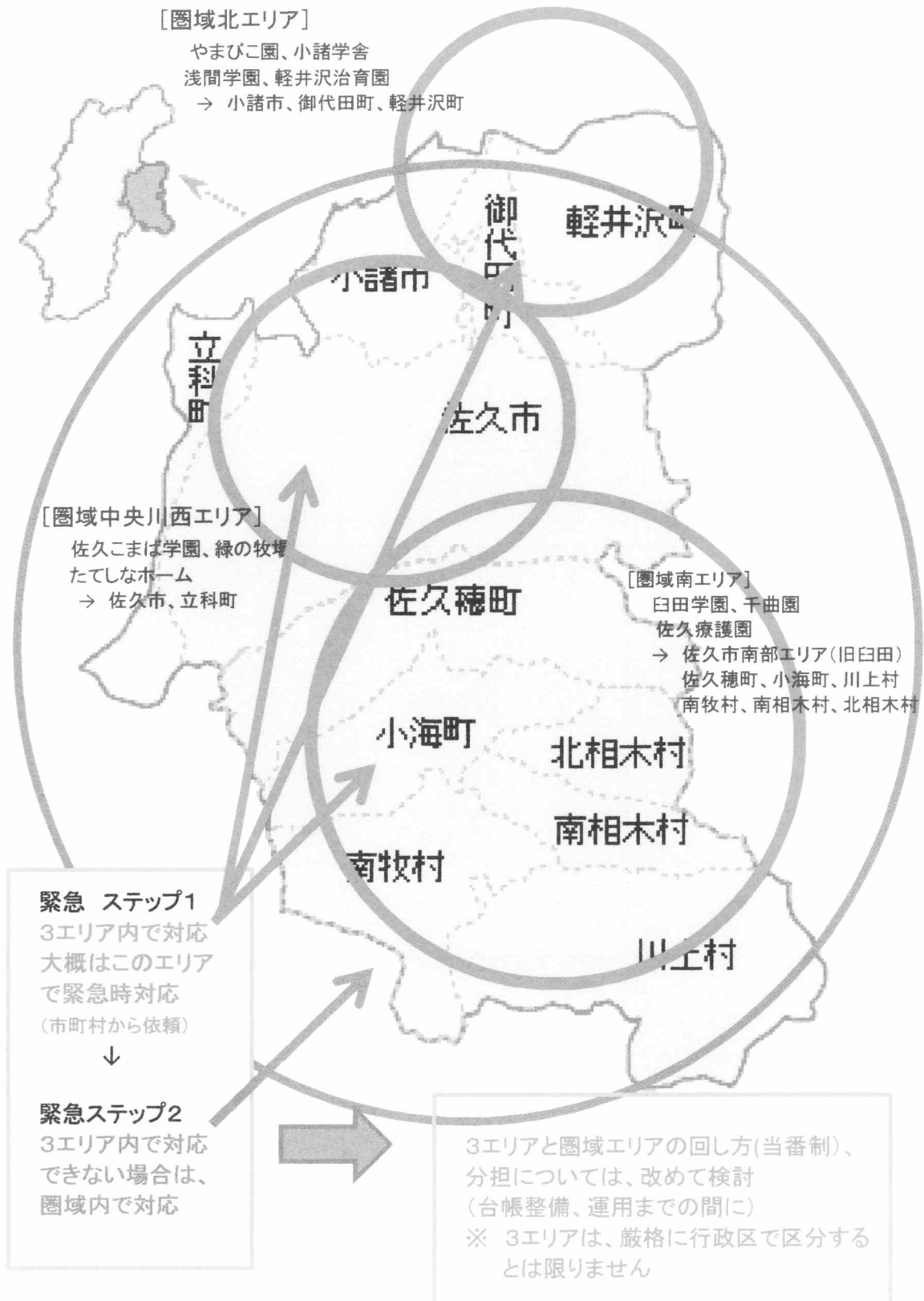
NO	施設名	法人名	所在地	電話番号	施設定員	
					入所	短期
1	やまびこ園	(福)小諸青葉福祉会	小諸市柏木1328	0267-23-9515	50	4
2	小諸学舎	(福)小諸学舎	小諸市塩野1-88	0267-22-5545	50	5
3	緑の牧場学園	(福)からし種の会	佐久市八幡1115-67	0267-58-2244	50	1
4	佐久こまば学園	(福)佐久学舎	佐久市瀬戸70-2	0267-88-7860	50	2
5	臼田学園	佐久市	佐久市北川557-102	0267-82-2407	60	空床
6	佐久療護園	(福)横浜社会福祉協会	佐久穂町高野町1623-6	0267-86-4555	87	4
7	千曲園	(福)横浜社会福祉協会	佐久穂町高野町1623-1	0267-86-4581	50	3
8	軽井沢治育園	(福)愛泉会	軽井沢町追分1607-4	0267-46-2485	50	4
9	浅間学園	(福)育護会	軽井沢町長倉3725	0267-45-5379	40	5
10	たてしなホーム	(福)しらかばの会	立科町塩沢333-1	0267-56-1802	40	4

地域生活支援拠点等整備における緊急時受入れについて《基本的考え方》

- 地域で安心して暮らすための支援体制を整備するため、圏域において一時的な居室を確保し、緊急一時的な居室を確保するもの。
- 対象となる者は、原則として地域生活支援拠点等整備(ガイドライン)の対象者として登録されていること。
- 緊急時の受け入れ「ステージ3」12月2日のコア会議参照
- 地域生活支援拠点等整備における緊急時の受け入れの期間は、原則として2泊3日(3日間)として、この間に在宅での支援や新たな入所先の確保の調整を図ることになります。(サービス調整会議の招集)

地域生活支援拠点等整備に関する緊急一時入所の体制づくりについて

緊急一時入所の受け入れイメージ



地域生活支援拠点等整備に関する緊急一時入所の体制づくりについて

資料 5

施設名	定員	障害福祉サービス		地域生活支援事業(居室確保事業)	
		床数	数	新たに居室確保(緊急一時)	
やまびこ園	4	5床→4床	地域生活支援 1床		
小諸学舎	5				
緑の牧場学園	1				
佐久こまば学園	2				
臼田学園	空床				
佐久療護園	4				
千曲園	3				
軽井沢治育園	4				
浅間学園	5				
たてしなホーム	4				

地域生活支援事業

パターン2
障害福祉サービス 短期入所 4床変更
地域生活支援事業として1床専用確保
⇨ 障害福祉サービス短期従事者の対応不可

パターン3
障害福祉サービス 短期入所 5床
地域生活支援事業として、別に1床専用確保
⇨ 障害福祉サービス短期入所の定員と地域生活支援(緊急)数を合算しても、障害福祉サービス従業者数の基準を満たす場合は可能(注1)

パターン1 既存の障害福祉サービスの短期入所を基本に体制づくりを行う方法

→ 緑色のショートステイ(障害福祉サービス)の枠を基本として体制づくりを行う

パターン2 障害福祉サービスの短期入所の枠を1床減にて届出、地域生活支援事業として1床確保して体制づくりを行う方法

パターン3 新たに地域生活支援事業の居室確保事業として1床確保して体制づくりを行う方法

※ (注1)の条件を前提とすること

地域生活支援対象者（地域定着）と事前登録による地域支援機能について

資料 6

